

支給要件確認書の記入例（表面）

発行日 令和6年2月13日

世帯主氏名 清水 花子 様
 現住所 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1
 マンションゆうすい 221

清水町長 関 義弘

電子申請の時に使用する番号  000007654321

清水町物価高騰対応非課税世帯臨時追加給付金支給要件確認書

令和5年度清水町物価高騰対応非課税世帯臨時追加給付金について、あなたの世帯は令和5年度住民税課税状況により、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給予定額をお知らせします。以下の内容を確認して、令和6年4月30日（火曜日）までに、この確認書を返送して下さい。

支給方法	口座振込
支給日	確認書が役場に到着（受理）した日から3～4週間後
支給口座	ゆうすい銀行 ゆうすい北支店 普通口座 1234* シミズ ハナコ
支給額	70,000円

支給口座が印字されていない、または振込口座を変更する場合は、④を記入
 ※口座番号は情報保護のため、一部のみ表示しています。

※ 振込用の口座番号（通帳見開き下部に記載）を印字しています

■世帯主の方が記入して下さい。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（）にしを入れてください）

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。）

- ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

該当するものに「し点」でチェック
 ※チェックが入らない場合は支給対象外です。

「世帯主氏名」「確認日」「連絡先電話番号」を必ず記入

受給を希望しない場合は「×印」を記入

対象となりません。場合があります。ならないときは、ご両親やお子さま等、ご家族に確認した書類に不備があり市区町村が定める期限までに必要書類を提出してください。私の世帯は給付金を受給しません

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	清水花子	確認日	令和 6 年 2 月 20 日	連絡先電話番号	055-981-8207
-------	------	-----	-----------------	---------	--------------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入して下さい。

- ※※※※【本給付金の振込口座を変更（又は上記口座が空欄）の場合は、下記から選択して下さい】※※※※
- ① 世帯主（申請者）名義の公金受取口座への振込を希望
 ※ この選択は事前にマイナンバー等でマイナンバーカードを使って、国に公金受取口座を登録している場合のみ
 - ② 下記の現に使用している世帯主（申請者）名義の口座への振込を希望
 下水道料引落口座 住民税等の引落口座 児童手当等の受給口座（希望する場合はいずれか1つ）
 ※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、関係部局に照会することを承諾します。
 - ③ 下記の口座へ振込を希望【必ず表面に本人確認資料と口座番号が確認できる通帳等の写しを貼付

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

金融機関名	支店名	分類	口座番号
1.銀行 4.連立 7.信託 2.金庫 5.農協 3.信託 6.農協	本支店 本支所 出払所	1.普通 2.当座	※右詰めでお書き下さい
金融機関番号	店番号		
ゆうちょ銀行	通帳記号 ※右詰めでお書き下さい		通帳番号 ※右詰めでご記入下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯蓄種別の異動を年上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		0

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取りができない方は清水町福祉介護課地域福祉係＜物価高騰対応非課税世帯臨時追加給付金担当＞（電話055-981-8207）にお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、表面の代理確認（受給）に記入して下さい。

代理人の方が手続きする場合は裏面上段も記入

④に支給口座が印字されていない、または振込口座を変更したい場合は、変更したい口座に「し点」を入れて金融機関情報を記入

【注意事項】
 ※①を選択する場合は、事前にマイナンバーカードを使って、公金受取口座登録を国にしていることが必要
 ※③を選択した場合、必ず口座確認書類（通帳など）と本人確認書類（運転免許証など）のコピーを裏面に貼付して下さい。

支給要件確認書の記入例（裏面）

【代理確認・受給を行う場合】				
	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所
代理人			日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、 本給付金の			世帯主氏名	
	確認・請求 受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。		
<h3>振込先金融機関口座確認書類</h3> <p>※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し (表面の上の方に記載の口座以外に記入した振込を希望)</p>				
<h3>本人(代理人)確認書類</h3> <p>※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(必ずお持ち) ※代理による場合</p>				

世帯主以外の方が手続きする場合は、代理人の方の氏名等を記入し、その方の本人確認資料（運転免許証など）を添付してください。

※この欄の「世帯主氏名」は表面左上部に印字されている世帯主氏名のことで

表面⑧欄で③を選択し、に口座情報を記入した場合、通帳またはキャッシュカード等の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人がわかる部分をコピーして、この部分に貼付

- 表面⑧欄で③を選択し、口座情報を記入した場合
 - 世帯主の本人確認書類のコピーをこの部分に貼付
- 上記の代理人欄を記入した場合
 - 代理人の本人確認書類のコピーをこの部分に貼付

【本人確認書類とは】
運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳（氏名記載部分）、介護保険証、パスポート等

確認書の記入が終了しましたら、同封の封筒に入れ、清水町役場福祉介護課に令和6年4月30日までに返送してください。到着後、3～4週間程度で支給口座に降り込みます。